

○特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）

改正案	現 行
<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（有価証券の内容等を説明した書面）</p> <p>2-2 定義府令第11条第1項第2号ロ及び第2項第1号ロ②、第13条第1項第2号ロ、第2項第2号ロ②及び第3項第1号ロ②、第13条の4第1項第2号ロ及び第2項第1号ロ②並びに第13条の7第1項第2号ロ、第2項第2号ロ②及び第3項第1号ロ②に規定する「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利）</p> <p>3-1 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利は、令第2条の9第1項に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。</p> <p>① 当該権利の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいい、法第2条の3第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいい、法第2条の3第3項に規定する組織再編成交付手続を含む。以下同じ。）を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合</p> <p>② [略]</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利）</p> <p>3-2 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第1号に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。ただし、信託を受けた有価証券の管理を目的とする信託であり、当該信託財産である有価証券をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、当該信託の受益権については、<u>有価証券投資事業権利等（法第3条第3号イに規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）</u>に該当しないことに留意する。</p> <p>[①・② 略]</p> <p>7-2 7-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについて準用する。</p>	<p>A 基本ガイドライン</p> <p>（有価証券の内容等を説明した書面）</p> <p>2-2 定義府令第11条第1項第2号及び第2項第1号ロ、第13条第1項第2号、第2項第2号ロ及び第3項第1号ロ、第13条の4第1項第2号及び第2項第1号ロ並びに第13条の7第1項第2号、第2項第2号ロ及び第3項第1号ロに規定する「当該有価証券に関する情報を記載した書面」とは、当該有価証券が、その投資者に受益権証書（当該受益権証書の預り証を含む。以下同じ。）が交付され、当該受益権が譲渡されるごとに新受益権証書が譲受者に交付されるものである場合には、当該受益権証書とする。ただし、当該受益権証書に信託契約の写しが添付される場合には、それをもって当該受益権証書への記載に代えることができることに留意する。</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第5号に掲げる権利）</p> <p>3-1 [同左]</p> <p>① 当該権利の取得勧誘（法第2条第3項に規定する取得勧誘をいい、法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続を含む。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいい、法第2条の2第3項に規定する組織再編成交付手続を含む。以下同じ。）を行う時点において、当該権利に係る出資又は拠出を受ける金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う見込みである、又は行っている場合</p> <p>② [同左]</p> <p>（有価証券投資事業権利等に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利）</p> <p>3-2 次に掲げる場合に該当する法第2条第2項第1号に掲げる権利は、令第2条の10第1項第1号に規定する権利に該当するものとして取り扱うことに留意する。ただし、信託を受けた有価証券の管理を目的とする信託であり、当該信託財産である有価証券をもって新たに「有価証券に対する投資に充てて運用」を行わない限りにおいては、当該信託の受益権については、<u>有価証券投資事業権利等に該当しない</u>ことに留意する。</p> <p>[①・② 同左]</p> <p>7-2 7-1は、追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等（法第3条第3号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当するものの取扱いについて準用する。</p>